



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## アスベスト除去費用は雑損控除の対象外と判断！！

～雑損控除における災害等の範囲～

納税者等の有する、いわゆる生活に通常必要な資産について、災害、盗難、横領による異常な損失が生じた場合、所得税法72条に規定する雑損控除の適用が認められます。今回は、アスベスト除去費用等が雑損控除の対象となるか否かが争われた事案をご紹介します。

(平成21年2月16日裁決・棄却・TAINSコード J77-2-09)

<http://www.kfs.go.jp/service/JP/idx/77.html>

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### <事案の概要>

弁護士業を営む審査請求人（以下「請求人」という。）は、自宅の取壊しに伴いアスベスト除去工事費用及びアスベスト分析検査費を支払いました。本件は、請求人が、所得税の確定申告の際、そのアスベスト除去費用等を雑損控除の対象として所得から控除したところ、原処分庁が、雑損控除の対象とはならないとして更正処分等を行ったことから、請求人が、違法を理由にその全部の取消しを求めた事案です。

### <審判所の判断>

不服審判所では、次のとおり、アスベスト除去費用等は雑損控除が適用される損失には当たらないと判断し、アスベスト除去費用等を雑損控除の対象としなかった更正処分を適法であると認めました。

- ① 雑損控除が認められるためには、所得税法72条に規定された災害又は盗難若しくは横領という法定原因による損失が生じていることが必要である。そして、所得税法2条27号（災害）、同法施行令9条（災害の範囲）によれば、「災害」とは、自然界に生じた天災ないしはそれと同視すべき事情を指すものと解され、また、人為によるものであっても、予見及び回避不可能で、かつ、鉱害、火薬類の爆発などの自然界に生じた天災と同視すべき劇的な過程を経て害を被る事象であることを要するものと解される。
- ② 請求人は、所得税法72条に規定する「災害」とは、「納税者の意思に基づかない事象」とであると主張するが、これは広きに過ぎ、雑損控除の範囲を適切に画することができなくなるから、法解釈として妥当でなく、上記①のとおり解するのが相当である。
- ③ 請求人の主張を「建物の解体の際にアスベストが発見されたことによりアスベストの除去作業等を法令により義務付けられるに至ったこと」が「災害」に該当するとの主張と解し、所得税法施行令9条に規定する「人為による異常な災害」とみることができると検討すると、法令によりアスベストの除去作業等が義務付けられたのは、作業の過程において飛散するアスベストを作業員等が吸引することによる健康被害の発生を防止するためであり、従来建材等に広く使用されていたアスベストが、人の健康上危険視されてその使用が禁止され、除去作業等の費用負担を余儀なくされたこと自体は、予見及び回避不可能であり、納税者の責めに帰すべきものではなく、納税者の意思に基づかないものとしても、除去作業等の義務が課せられ、これを行ったこと自体は法令に基づく要請であり、かつ、その費用負担も受忍すべきものであるから、かかる法令に基づき費用負担が生じたこと自体を「人為による異常な災害」とみることができない。
- ④ アスベストの除去等は、アスベストの飛散による人の健康障害の発生を未然に予防することを目的とした法令の要請に従ったものであり、それは災害により生じたものではないから、仮に本件建物の経済的価値が減少したとしても、所得税法72条に規定する「災害により損失が生じた」ということはできない。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の裁決例について詳細（全文・A4判10頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布します。下記まで一報ください。

JUSTAX 第198号(平成22年1月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタビル／TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628